

2. 預貯金の生前贈与

A 様の 4,000 万円の預貯金を生前にご親族に対し、贈与を行います。

(1) 基本的な考え方

この場合の基本的な考え方を整理すると、次のようになります。

① 贈与税負担率が、相続税負担率を上回らないこと

A 様の場合、10 億円の財産を相続人である 4 人の子供に渡すためには、2 億 6,000 万円の相続税を払わなくてはなりません。

この場合の相続税負担率は 26.0% ($\frac{2\text{億}6,000\text{万円}}{10\text{億円}}$) となります。

従いまして、生前贈与を行なう場合には、相続税負担率を上回らない贈与にとどめるのが原則です。

贈与税の税負担率表

贈与価額	税 額	税負担率	贈与価額	税 額	税負担率
万円	万円	%	万円	万円	%
110	0	0	550	84.5	15.4
120	1	0.8	600	101.5	16.9
140	3	2.1	650	119	18.3
160	5	3.1	700	136.5	19.5
180	7	3.9	750	156	20.8
200	9	4.5	800	176	22.0
220	11	5.0	850	196	23.1
240	13	5.4	900	216	24.0
260	15	5.8	950	238	25.1
280	18	6.4	1,000	260.5	26.1
300	21	7.0	1,500	505	33.7
320	24.5	7.7	2,000	774.5	38.7
340	28.5	8.4	3,000	1,344	44.8
360	32.5	9.0	4,000	1,944	48.6
380	37.5	9.9	5,000	2,588.5	51.8
400	42.5	10.6	6,000	3,238.5	54.0
450	55	12.2	7,000	3,888.5	55.6
500	69.5	13.9	10,000	5,838.5	58.4

② 子より孫に贈与する

子より孫に贈与しますと、相続税の課税が1回パスできます。従って、受贈者は配偶者より子、子より孫にした方が効果的です。

③ 多くの人に贈与する

550万円を1人に贈与すると、84万5,000円の贈与税が課税されます。5人に均等に贈与すると、各人、基礎控除(110万円)の範囲内ですので、贈与税はゼロです。同じ550万円の相続財産を減らすにも多くの人に贈与した方が有利です。

④ 現金贈与の留意点

贈与の事実 — 贈与したかどうか不明瞭では、相続税の税務調査の際に問題になります。

そこで、客観的に証明できる書面等を残す配慮が必要です。

(a) 通帳記帳

子や孫への贈与は、現金受け渡しの贈与ではなく、金融機関の通帳等を通す形をとると、通帳で現金贈与の証明が残ります。

(b) 契約書の作成

贈与は、お互いの意志確認で成立する行為ですが、その意志確認を行なった証明書類たる「贈与契約書」を作成しておけば、贈与の事実が客観的に明らかになります。

(c) 贈与税の申告書および納付書

一歴年の受贈額が110万円以下であれば、贈与税の申告義務および納税義務はありません。逆に110万円を超えると申告および納税義務が生じます。そこで、110万円を若干超える贈与を行なって、贈与税の申告および納付を行ない、申告書および納付書を贈与の証明書類とするのも1つの方法です。

(2) 生前贈与による効果

4,000万円の預貯金を生前贈与した場合の、現状における相続税の軽減効果(対策実行前との対比)は次の通りです。

毎年の各人の贈与金額	毎年贈与する人の人数	贈与完了時までの期間	(a) 贈与期間中の贈与税の総額	(b) 相続税の軽減効果	(c) 実質的な相続税の軽減効果 (b)-(a)
100万円	4名	10年	0万円	1,726万円	1,726万円
200万円	4名	5年	9万円×4人×5年 =180万円		1,546万円